七三・一〇	鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器（内容積が三〇〇リットル以下のものに限るものとし、内貼りしてあるかないか又は断熱してあるかないかを問わず、圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱用若しくは冷却用の装置を有するものを除く。）	ＣＴＨ	
七三・一一・〇〇	圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器	ＣＴＨ	
七三・一二	鉄鋼製のより線、ロープ、ケーブル、組ひも、スリングその他これらに類する物品（電気絶縁をしたものを除く。）	ＣＴＨ	
七三・一三・〇〇	鉄鋼製の有刺線並びに鉄鋼製の帯又は平線をねじったもの（有刺のものであるかないかを問わない。）及び緩くよった二重線で柵に使用する種類のもの	ＣＴＨ	
七三・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル	ＣＴＨ	
七三・一五	鉄鋼製の鎖及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七三・一六・〇〇	鉄鋼製のいかり及びその部分品	ＣＴＨ	
七三一七・〇〇	鉄鋼製のくぎ、びょう、画びょう、波くぎ、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅以外の材料から製造した頭部を有するものを含む。）	ＣＴＨ	
七三・一八	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット、コーチスクリュー、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金、ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	ＣＴＨ	
七三・一九	鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品	ＣＴＨ	
七三・二〇	鉄鋼製のばね及びばね板	ＣＴＨ	
七三・二二	鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）		
七三二一・一一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七三二一・一二	液体燃料用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七三二一・一九	その他のもの（固体燃料用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七三二一・八一	気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七三二一・八二	液体燃料用のもの	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七三二一・八九	その他のもの（固体燃料用のものを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七三二一・九〇	部分品	ＣＴＨ	
七三・二二	セントラルヒーティング用のラジエーター（電気加熱式のものを除く。）及びその部分品並びに動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器（新鮮な又は調節した空気を供給することができるものを含むものとし、電気加熱式のものを除く。）並びにこれらの部分品（この項の物品は、鉄鋼製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	

七三・二三	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製のたわしクリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品	ＣＴＨ	
七三・二四	衛生用品及びその部分品（鉄鋼製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七三・二五	その他の鋳造製品（鉄鋼製のものに限る。）	ＣＴＨ	
七三・二六	その他の鉄鋼製品	ＣＴＨ	
第七四類	銅及びその製品		
七四〇一・〇〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四〇四・〇〇	銅のくず	ＣＴＨ	
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・〇六	銅の粉及びフレーク	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・〇七	銅の棒及び形材	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・〇八	銅の線	ＣＴＨ（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）	ＣＴＨ（第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）又はＱＶＣ四〇	
七四・一一	銅製の管	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシングクラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四・一九	その他の銅製品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四一九・一〇	鎖及びその部分品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの		
七四一九・九一	鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの（更に加工したものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
七四一九・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	